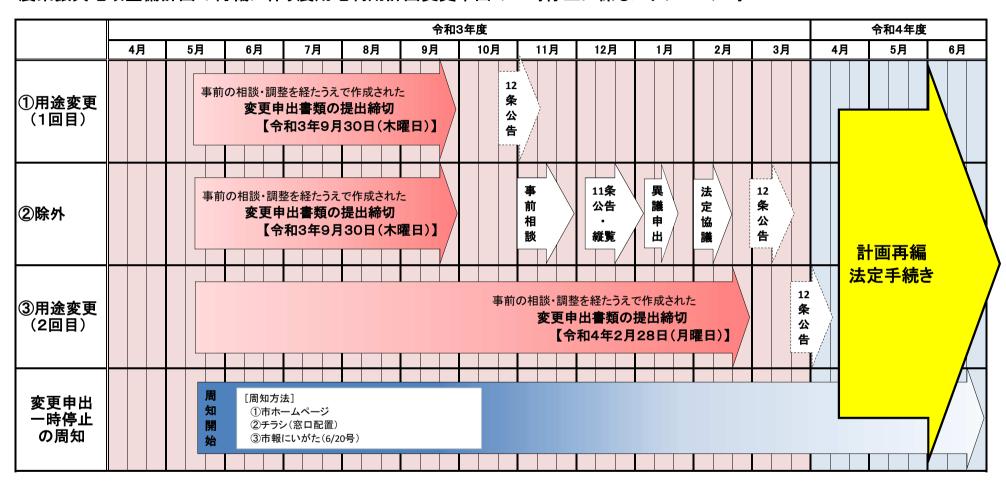
農業振興地域整備計画の再編に伴う農用地利用計画変更申出の一時停止に係るスケジュール等



お知らせ 新潟市農業振興地域整備計画の再編に伴う 農用地利用計画の変更申出の一時停止について

農業振興地域整備計画の再編

新潟市では、優良農地を確保・保全しながら、農業振興のための各種施策を計画的に実施する ために定める農業振興地域整備計画の再編を行っています。

再編に要する期間は、令和2年度から4年度にかけての3年間です。

この再編で、現在の15の農業振興地域整備計画(平成17年3月の市町村合併以前の旧市町村 単位の計画)を、行政区単位の8計画とします。

再編期間の最終年の令和4年度は、法令の定めによる手続きを行う為、農用地利用計画の変更(農用地 区域からの除外、用途変更など)を一時停止します。

ついては、農用地区域内の土地の開発を計画されている方は、下記にご留意のうえ、各締切日に十分な 余裕をもってご相談をいただくようお願いします。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

1. 農用地利用計画の変更を停止する期間(予定)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ 手続きに時間を要し、期間が延長する場合があります。

2. 変更申出書類提出の締切

農用地区域からの除外:令和3年9月30日(木曜日) 用途変更(1回目):令和3年9月30日(木曜日) 用途変更(2回目):令和4年2月28日(月曜日)

- ※ 変更申出書類の作成には、事前の相談・調整等を含め一定の期間(案件によりますが、通常 $1 \sim 3$ か月程度)を要しますので、十分な余裕をもって下記相談先にご相談ください。
- ※ 用途変更(2回目)は、1 ha 以下の案件のみの受付となります。また、除外の案件で4 ha を超えるものは令和5 年4 月以降の受付となります。

3. 提出及び相談先

開発計画予定地を区域に含む区の農政担当課

<u> </u>							
	区		担当課	電話	区	担当課	電話
	北	区	北区産業振興課	025-387-1365	秋葉区	秋葉区産業振興課	0250-25-5337
	東	区			南区	南区産業振興課	025-372-6515
	中央区		江南区産業振興課	025-382-4816	西区	西区農政商工課	025-264-7610
	江南区				西蒲区	西蒲区産業観光課	0256-72-8407

4. 農用地利用計画変更の要件

農用地区域から除外するには、法令の定めにより次の①~⑤の要件をすべて満たす必要があります。 計画地や用途によっては申出を受付できない場合もあります。

- ① 具体的な計画と緊急性があり、他に代わる土地がないこと
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ③ 農業経営を営む者に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ④ 農用地区域内の土地改良施設(用排水路・農道等)の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること
- ⑤ 土地改良事業の工事が完了し、完了公告された翌年度から8年を経過した土地であること

また、農用地区域内に農機具格納庫や乾燥調製施設、堆肥舎などの農業用施設を建築する用途変更にも、上記の①から④の要件をすべて満たす必要があります。

詳しくは、上記3の担当課にご相談ください。